七　当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の二の二に規定する金庫等をいう。）を含む。）において当該金庫のために行う信用金庫代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

［３～５　略］

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第百三十七条の三　外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～三　略］

四　顧客との間で外国電子決済手段（外国において発行される銀行法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下この号において同じ。）の発行による為替取引の代理又は媒介を行う場合には、外国電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は外国銀行代理業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる外国電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

五～七　［略］

（信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第百三十八条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、法第八十五条の二の二に規定する金庫等が銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

３　［略］

（信用金庫代理業の業務の内容及び方法）

第百三十九条　［略］

２　前項第三号に規定する信用金庫代理業の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他信用金庫代理業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

［一・二　略］

三　兼業業務（信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務をいう。第百六十九条の十六を除き、以下同じ。）を行う場合　信用金庫代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

第百四十条　銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～七　略］

八　会計監査人設置会社であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

［九～十四　略］

七　当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。）において当該金庫のために行う信用金庫代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

［３～５　同上］

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第百三十七条の三　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

四～六　［同上］

（信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第百三十八条　［同上］

２　前項の規定にかかわらず、法第八十五条の三に規定する金庫等が銀行法第五十二条の六十一第三項の規定に基づき届け出ることとされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

３　［同上］

（信用金庫代理業の業務の内容及び方法）

第百三十九条　［同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

三　兼業業務（信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。）を行う場合　信用金庫代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

第百四十条　［同上］

［一～七　同上］

八　会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第百七十条の二の三第一号ヘにおいて同じ。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

［九～十四　同上］